

事務所だより

第5号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「ねんきん定期便」で将来の年金額がわかる?! (最終回)

将来の年金額を試算する前に

老齢年金には、老齢基礎年金と老齢厚生年金があります。自由に選んで受給するものではありません。まず、年金に加入した時点で、被保険者の名称がつけられます。「第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者」と呼ばれています。「自営業・会社員・会社員の扶養配偶者」のどれに当たるのかで、分類されます。例えば、20歳で会社に就職し

て、4年後に結婚退職して会社員である配偶者の扶養家族になったAさんの場合です。まず、第2号被保険

(図1)



(図2)

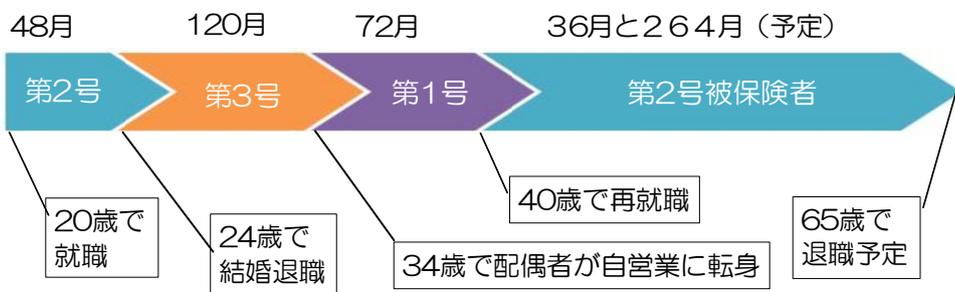


者として加入し、結婚を境に第3号被保険者になります。(図1)
さらに結婚10年後、配偶者が自営業者に転身した場合は、第1号被保険者になります。(図2)
『第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者』に該当した月数で、受給する老齢年金が異なります。(図3)

将来の年金額を試算してみよう

「ねんきん定期便」に同封されている「(参考) 将来の年金見込み額を自分で試算できます。」を使って、将来の年金見込額を試算することができます。

Aさん・・・昭和41年4月2日生まれ(現在43歳)



※ 20歳から24歳までの平均標準報酬月額 = 18万円
40歳から43歳までの平均標準報酬額 = 20万円
44歳から65歳までの平均標準報酬額 = 30万円 と仮定
第1号被保険者では、付加保険料400円/月も納付

《老齢基礎年金の見込額》

①+②の合計額 806,500円

65歳から受給する年金です。60歳までの加入期間で、年金額を計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額 …①

保険料納付済月数を記入

付加保険料納付済期間を記入

$$792,100円 \times \frac{276月}{480月} + 72月 \times 200円 = 469,900円$$

(100円未満四捨五入)

◆これまでの加入実績に応じた年金額 …②

現在から60歳までの月数を記入

今後の付加保険料納付予定期間を記入

$$792,100円 \times \frac{204月}{480月} + 0月 \times 200円 = 336,600円$$

(100円未満四捨五入)

《老齢厚生年金の見込額》

③+④の合計額 535,100円

生年月日と性別で受給開始年齢が異なります。第2号被保険者での加入期間で、年金額を計算します。

◇これまでの加入実績に応じた年金額 …③

H15年3月までの平均標準報酬月額を記入

(生年月日別)

H15年3月までの月数を記入

$$\begin{matrix} 180,000円 & \times & 7.125 & / & 1000 & \times & 48月 & \times \\ 200,000円 & \times & 5.481 & / & 1000 & \times & 36月 & = & 101,000円 \end{matrix}$$

H15年4月から現在の平均標準報酬月額記入

H15年4月から現在まで月数を記入

◇今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額…④

現在から退職時までの平均標準報酬額を記入

(生年月日別)

現在から退職時までの月数を記入

$$300,000円 \times 5.481 / 1000 \times 264月 = 434,100円$$

以上のように、将来の年金見込額が簡単に試算できますので、一度確認してみてください。

「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」、その他年金受給に関する疑問やご質問がございましたら、一度、藤田社会保険労務士事務所までご相談ください。

十月の労務手続

【提出先・納付先】

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
【公共職業安定所】

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
【労働基準監督署】

31日

○労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、7月～9月分）
【労働基準監督署】

○労働保険料の納付（11月2日まで）（延納第2期分）
【郵便局または銀行】

○健保・厚生保険料の納付
【郵便局または銀行】

○日雇健保印紙保険料受払報
【郵便局または銀行】

告書の提出「社会保険事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
【公共職業安定所】

編集後記

今月号で「ねんきん定期便」に関する記事の連載を終了します。すでに受け取っていらっしゃる方や連載中に届いた方は、紙面をご参考のうえ、ご確認いただければ幸いです。次回からは「年金のしくみを知ろう!」と題し、私たちの大切な年金の制度等について連載いたします。

(まき)

「事務所だより」の内容に関するご質問やご要望がございましたら、左記までご連絡ください。

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com